浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱

制定：令和６年４月１日

改正：令和７年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、東京圏の大学生の浜田市への移住を伴う県内就職を支援することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

２　浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金（以下「学生就職支援金」という。）の交付にあたっては、東京圏の学生を対象とした島根就職支援事業費補助金交付要綱、東京圏の学生を対象とした島根就職支援事業費補助金実施要綱及び浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

⑴　「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除いた区域をいう。

（交付対象者）

第３条　学生就職支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　移住等に関する要件

ア　移住元に関する要件

（ア）　大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、第４条に掲げる就職活動等に係る経費（以下、「交通費」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

（イ）　大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ　移住先に関する要件

（ア）　浜田市内に移住したこと。ただし、交通費については、島根

県内に所在する企業に就職することが内定しており、浜田市内へ移住する意思を有している場合も対象とする。

（イ）　交付金の交付決定がされた後であって、島根県において学生就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

（ウ）　学生就職支援金の申請時において、卒業又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること

（エ）　移住先の市町村に、学生就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記内定企業に就職し、浜田市内に移住する意思を有していること。

ウ　その他の要件

（ア）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）　島根県又は浜田市が学生就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

⑵　就業に関する要件

ア　就業先に関する要件

（ア）　勤務地が島根県内に所在する企業等で大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

（イ）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

（ウ）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

（エ）　官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

（オ）　対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、第4条に掲げる移住に係る経費（以下、「移転費」という。）については

この限りではない。

イ　就業条件等に関する要件

（ア）　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいた就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（イ）　当該地域への勤務地限定型社員として採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（支援対象経費等）

第 4 条　支援の対象となる経費、支援金の額等は、別表に掲げるとおりとし、支援金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第 5 条　申請者は、浜田市島根就職支援事業に係る学生就職支援金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　運転免許証、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の顔写真が貼付してあるものに限る。）の写し

⑵　対象者が日本国籍を有しない者であるときは、永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

⑶　就職先企業等による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業等への就職及び就業継続の意思があることが確認できるもの）

⑷　交付申請書に記載した交通費及び移転費の領収書の写し

⑸　卒業又は修了証明書（卒業又は修了した日から就業開始日が 1 年以内のもの）

ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書（卒業又は修了見込みの学年である確認がとれるもの）

⑹　移住元の住所を確認できる書類

⑺　交付請求書（様式第 3 号）

⑻　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、学生就職支援金の交付の可否を決定し、浜田市島根就職支援事業に係る学生就

職支援金交付決定通知書(様式第４号)により申請者に通知するとともに、学生就職支援金の全部又は一部を交付するものとする。

（返還請求）

第７条　市長は、学生就職支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に掲げる額の返還を請求する。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、島根県及び浜田市が認めた場合はこの限りではない。

⑴　次に掲げるアからオまでのいずれかに該当するとき　全額

ア　虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ　申請日から１年以内に学生就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ　申請日から１年以内に浜田市に転入しなかった場合（申請時に既に浜田市に住民票がある場合を除く。）

エ　就業日から１年以内に学生就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ　転入日から３年未満に浜田市から転出した場合（転勤等の事由により交付を受けた浜田市から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く。）

⑵　転入日から３年以上５年以内に浜田市から転出した場合（転勤等の事由により交付を受けた浜田市から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く。）　半額

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、学生就職支援金の交付に必要な事項は、島根県と浜田市が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日からする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日からする。

別表（第4条関係）

対象経費	補助率及び補助限度額
就職活動に係る経費（交通費）	島根県職員の旅費に関する条例に基づく東京圏を発着地とする交通費（1回分限り）の1/2以内の金額 　ただし、県及び公益財団法人ふるさと島根定住財団その他の支援機関が支給する支援金等で、同一の日時における就職活動等に係るものは除く。
移住に係る経費（移転費（1回限り））	・最低額が証明できる場合　：実費 ・最低額が証明できない場合：定額（108,000円）

備考

1　支援金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。